

令和8年 第1回 定例会発言通告整理表 (受付順)

No.1

発言順	発言者氏名	発言通告内容	答弁者	備考
1	連 茂	<p>『JAの育苗事業撤退について』</p> <p>今年元日の日本農業新聞によると、2025年の農業事業者の倒産件数は103件と、過去30年間で最多となりました。特に小規模事業者の倒産が目立ち、その主因として資材費の高騰が挙げられています。</p> <p>農業者が農業経営から離れる場合、倒産のほかに、廃業、離農という三つの出口があります。</p> <p>しかし、廃業や離農は統計上把握が難しく、実態が見えにくいのが現状です。農水省が実施する農業センサスによれば、北海道の農業経営体数はこの20年間で約12,000戸減少しており、その背景には高齢化、後継者不足、コスト高、労働力不足といった構造的な課題が指摘され、農業者数の減少は間違いないところのようです。</p> <p>こうした厳しい状況の中、JAは村からの補助金を受けて担ってきた育苗事業について、人件費の高騰や人材不足を理由に、今後三年間で事業を縮小し、最終的には撤退する方針を示しています。これは単なる一事業の縮小ではなく、村の農業生産の根幹を揺るがす重大な問題です。特に高齢農家、経験の浅い農業者、小規模農家にとって自前での育苗は困難であり、JAの撤退は営農継続そのものを脅かす事態です。</p> <p>このままでは、生産量の減少、農地の縮小、離農の加速といった深刻な影響が現実のものとなり、村の農業は衰退へ向かいます。</p> <p>行政として、この状況をどれほど深刻に受け止め、どのように対応しようとしているのか、いくつか伺います。</p> <p>1. JAの育苗事業撤退理由の把握について JAが示す「人件費の高騰」や「人材不足」は、全国的に共通する課題であり、突然生じたものではありません。</p> <p>そこで伺います。村としては、これらの状況をどの程度まで把握していたのでしょうか。</p> <p>本村は農業を基幹産業としています。行政として、地域農業の現状を正確に把握し、必要な支</p>	村 長	

令和8年 第1回 定例会発言通告整理表 (受付順)

No.2

発言順	発言者氏名	発言通告内容	答弁者	備考
		<p>援策を検討する責任があります。その認識が十分にあったのか、まず確認したいと思います。</p> <p>特に、苗の販売は完全受注方式であり、需要が読めない事業ではありません。そうした中で、JAが「人件費の高騰」を理由に撤退を決めたことを、行政としてどのように受け止めているのか。また、この理由をそのまま容認してよいのかどうか、現在の考えをお示してください。</p> <p>2. 育苗事業撤退の影響について</p> <p>J A が育苗事業から撤退した場合、村内の農家にどのような影響が生じると見込んでいるのか伺います。</p> <p>特に、苗の供給が不安定になることで、作付け面積や収量にどのような変化が生じると想定しているのか、行政として具体的に把握している内容をお示してください。</p> <p>育苗は農業生産の最上流に位置する基幹工程であり、ここが止まれば作付けそのものが縮小し、結果として収量の減少や離農の加速につながる可能性があります。こうしたリスクを、村としてどの程度まで分析し、どのように認識しているのか見解を伺います。</p> <p>3. 例規と実態について</p> <p>農業振興センターについて伺います。</p> <p>例規集には、農業振興センターの設置条例および管理運営規則が定められており、管理運営はJAが施設管理者として担っていると理解しています。</p> <p>しかし、これらの例規には、育苗や苗の生産・販売に関する明確な規定がありません。</p> <p>一方で、実態としては、センター敷地内のビニールハウスでは育苗が行われており、その業務がセンター運営の大部分を占め、村の農業生産の基盤となっています。</p> <p>制度上の位置づけと実際の運用に大きな乖離があるように見受けられますが、行政としてこの状況をどのように認識しているのか伺い</p>		

令和8年 第1回 定例会発言通告整理表 (受付順)

No.3

発言順	発言者氏名	発言通告内容	答弁者	備考
		<p>ます。</p> <p>また、育苗事業をセンター業務として扱う根拠となる内規や運用基準が存在するのか、あわせてお示してください。</p> <p>4. 今後の育苗について</p> <p>一昨年からJAが提示している苗の取り決めや販売価格、販売方法については、農家の実情や意向に十分沿ったものとは言い難い状況が続いてきました。</p> <p>そして今回、JAが育苗事業から撤退する以上、村としては農家の営農継続を守るため、代替案を示す責任があります。代替案としては、</p> <p>① 農家による共同育苗 ② 民間事業者への委託 ③ 村直営による実施</p> <p>といった選択肢が考えられます。</p> <p>これらの案について、村としてどこまで検討を進めているのか。また、現時点での具体的な進捗状況や、実現可能性の判断基準について、明確な説明を求めます。</p> <p>5. 農家が安心して営農を続けられる環境づくりについて</p> <p>ご承知のとおり、赤井川村は起伏の多い地形で大規模農家が少なく、これまで集約化された農業を推進してきました。</p> <p>施設栽培への補助、畑地灌漑用水をはじめとする農地基盤整備、市場に近いという地理的優位性など、集約的な施設栽培を行う上で魅力ある条件が整っており、その基盤を支えてきたのが育苗体制です。しかし現在、農家の間ではさまざまな噂が広がり、今回の件を機に農業経営を断念するという声すら聞こえてきます。</p> <p>農家が安心して営農を続けられるようにするためには、行政が早期に明確な方向性を示すことが不可欠です。村として、今後どのような方針で育苗体制の再構築に取り組むのか。農家の不安を払拭し、営農継続を支えるための具体的な考え方をお示してください。</p>		

令和8年 第1回 定例会発言通告整理表 (受付順)

No.4

発言順	発言者氏名	発言通告内容	答弁者	備考
2	能登 ゆう	<p>『公正・透明な行政運営に向けて 再び』 「公正・透明な行政運営に向けて」というテーマで、前回に引き続き質問致します。</p> <p>今回は「外部連携拡大と行政の説明責任」という視点から、望ましい制度設計のあり方について伺います。</p> <p>令和8年度からの「赤井川村総合計画」、ともに策定された「総合戦略」には、「広域連携・官民学連携」、「協働と多様な主体の参画」、「外部人材の活用」など、外部連携の推進があちこちで掲げられています。実際に、前回総合計画が策定された10年前と比べると、村の事業に外部法人・外部人材が関わるケースが、ずいぶんと増えているように感じます。そして10年前と大きく異なるのは、それらが実務において、行政の意思決定や事業設計、権限に関わる部分に、深く参入しているように見受けられる点です。</p> <p>小規模な自治体ほど、人も専門性も足りず、「外に任せの方が早い」「任せの方が楽」との判断が働きやすいと想像します。そして小規模自治体だからこそ、競争が成立しにくく、たとえ公募しても、結果として行政、コンサル、法人役員、事業者が同じ人物・同じ顔ぶれになりやすいのだろうと感じます。</p> <p>ただそこで、懸念も生まれます。行政が、本来「制度」で統治すべきところを、「人間関係」だけで回してしまっていないでしょうか？制度設計そのものが、特定の人物、事業者を前提にしていないでしょうか？</p> <p>そのようなやり方では、本人たちは「信頼できる人物」、「信頼できる事業者」、「地域のため」と思っている、外からは、「私物化」、「身内化」と見えてしまいかねません。またそのようなやり方は、制度設計の甘さに繋がり、制度の隙を生み、その隙を望まない誰かに悪用される、将来的なリスクとなり得ます。お互いの顔が見える小規模自治体ほど、チェック機能は意識的に強くすべきで</p>	村 長	

令和8年 第1回 定例会発言通告整理表 (受付順)

No.5

発言順	発言者氏名	発言通告内容	答弁者	備考
		<p>はないかと感じます。</p> <p>一方で、今回の百条委員会における村の答弁から見てきたのは、議会＝住民に対して誠実に説明を尽くそうとしない、非協力的な姿勢です。百条委員会からは秘密会での取り扱いも示されており、「個人情報保護」や「情報漏洩」への懸念は、本来それで払拭されるはずでした。</p> <p>それでもなお「個人情報かどうか、調査に必要かどうかは百条委員会よりも行政の裁量・判断が優先」、「百条委員会の調査権より事業者配慮が優先」という姿勢であったことは、議会のチェック機能を否定することに等しいと懸念します。</p> <p>そして今回の対応は、今後の村の「透明性の基準」となると考えます。百条委員会は、議会が持つ最大の調査権だからです。その百条委員会においてすら透明性が確保されない自治体で外部連携事業がいつそう進むと、どうなるでしょう？行政の権限、公金、公共施設を民間に渡しているのに監督しない、調査も出来ない、そんな状態が生まれませんか？</p> <p>外部連携を進めるからこそ、疑念が生じないような制度設計が必要であると考え、以下質問致します。</p> <p>1. 外部連携の拡大と検証可能性</p> <p>総合計画や総合戦略でも示されたように、今後、外部連携事業が増える見込みです。その方向性自体を否定するものではありませんが、今回のように議会の審議や調査に必要な情報が「個人情報」や「事業者への配慮」を理由に拒絶される事が当たり前になれば、外部に関わる事務・事業については全て、行政や事業者の裁量・判断によって議会のチェックが及ばず、検証不可能になります。結果として外部連携がブラックボックス化するリスク、ガバナンスの空洞化を招くと懸念します。</p>		

令和8年 第1回 定例会発言通告整理表 (受付順)

No.6

発言順	発言者氏名	発言通告内容	答弁者	備考
		<p>そのような状態が、健全な行政運営と言えるでしょうか。外部連携事業について、議会が十分な検証を行えない状態でも、問題はないというお考えでしょうか。村長に伺います。</p> <p>2. 検証可能性を担保する制度設計</p> <p>議会が中身を検証できない事業に税金を投入することが、村民への誠実な態度だとは思えません。検証のための制度的担保は、現行で十分だとお考えでしょうか？</p> <p>例えば、開示を原則とした上での情報公開基準の明確化、議会から調査依頼があった場合に事業者が協力する義務を契約書や公募要項に明文化するなど、「隠さない事」を条件にする制度設計、仕組みづくりは可能なはずで す。運用をその時々 の執行者の「適切な判断」に任せてしまっ ては、たとえ今は何事もなくとも、将来に不安を残すと考えます。</p> <p>議会の検証可能性を担保する制度設計について、村長のお考えを伺います。</p>		